

議案第42号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第7項中「当該職員」を「その者」に、「が職員」を「がその者」に改め、同条第8項を次のように改める。

8 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の3を削る。

第16条第4項及び第19条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2項、第26条第3項及び第27条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第7項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「同表の」を「第6条第8項の規定により算出した」に改める。

付則に次の8項を加える。

9 当分の間、職員の給料月額は、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第11項において「特定日」という。）以後、その者に適

用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員
- (2) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員
- (3) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

11 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第9項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、付則第9項の

規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

1 2 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

1 3 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第11項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、付則第9項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

1 4 付則第11項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の付則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

1 5 当分の間、付則第9項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限に関する条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号。以下「給与条例」という。）付則第9項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第9項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第4項中「ならない」とあるのは「ならない。

ただし、給与条例付則第9項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第9項の規定による降給は、この限りでない」とする。

16 付則第9項から前項までに定めるもののほか、付則第9項及び第11項の規定による給料月額その他付則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1ア再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表ア再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 197,300	円 231,800	円 269,600	円 287,400	円 311,600	円 378,600

別表第1イ再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表イ再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 212,000	円 223,200	円 244,000	円 274,700

別表第2ア再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表ア再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 294,500	円 355,300	円 416,100

別表第 2 イ再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表イ再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 199,800	円 233,600	円 269,400	円 287,000	円 311,600

別表第 2 ウ再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表ウ再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 204,000	円 234,800	円 269,400	円 287,000	円 311,600

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 1 1 項及び第 1 2 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第 9 項から第 1 6 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項及び第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1

項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（改正後の条例付則第7項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月目黒区条例第4号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

5 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月目黒区条例第4号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）（改正後の条例付則第7項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第16条第4項及び第19条第2号の規定を適用する。

7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任

用職員」という。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第26条第3項の規定を適用する。

8 改正後の条例第27条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

9 職員の給与に関する条例第10条の2から第12条まで、第12条の3及び第14条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(委任)

10 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月目黒区条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「のうち施行日以降にその者の受ける」を「のうち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた」に改め、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）その他」を削り、「には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、同一給料表適用特定職員のうち旧級が2級又は7級である再任用職員であって、施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、それぞれ給料として支給する」

を「の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

付則第6項中「前項に規定する」を削り、「について、同項の規定により給料を支給される」を「であって、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該特定職員には」を「特定職員の給料月額は」に、「同項の規定に準じて、給料を支給する」を「その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

付則第7項中「について」を「であって」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該職員には」を「職員の給料月額は」に、「前2項の規定に準じて、給料を支給する」を「その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

付則第8項中「再任用職員に」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に」に、「施行日以降にその者の受ける」を「、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該同一給料表適用特定職員には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を給料として支給する」を「職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年12月目黒区条例第21号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が」を削り、「による給料の月額から当該額」を「により算出した差額に相当する額を加



算した給料月額から当該加算をした給料月額」に改める。

13 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月目黒区条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第8項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）及び令和3年地方公務員法改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）」に、「再任用職員の欄に掲げる給料月額」を「定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額」に改め、「加算した額」の次に「（暫定再任用短時間勤務職員にあつては、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月目黒区条例第4号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。））（改正後の条例付則第7項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）」を加える。

付則中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項を第15項とする。

付則第13項中「第10項」を「第11項」に改め、同項を付則第14項とする。

付則中第12項を第13項とし、第9項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受

けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

（説明） 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が施行されることに伴い、定年前再任用短時間勤務職員の給与に関する事項を定め、60歳に達した職員の給料月額を7割とする措置を講ずるとともに、管理監督職勤務上限年齢制により降任等された職員に対して管理監督職勤務上限年齢調整額を支給し、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。